

改正

昭和39年10月27日条例第55号

昭和40年4月1日条例第15号

昭和40年7月27日条例第26号

昭和41年4月1日条例第16号

昭和41年7月12日条例第25号

昭和41年12月26日条例第41号

昭和42年3月17日条例第7号

昭和43年4月1日条例第7号

昭和43年10月1日条例第23号

昭和44年4月1日条例第8号

昭和44年12月20日条例第39号

昭和45年11月30日条例第39号

昭和45年12月23日条例第42号

昭和47年3月31日条例第14号

昭和47年10月11日条例第38号

昭和48年3月26日条例第8号

昭和48年12月25日条例第49号

昭和49年10月15日条例第48号

昭和49年12月24日条例第61号

昭和50年3月14日条例第3号

昭和50年7月25日条例第16号

昭和50年12月26日条例第34号

昭和51年12月25日条例第42号

昭和52年12月26日条例第34号

昭和53年10月16日条例第29号

昭和53年12月25日条例第33号

昭和55年3月31日条例第12号

昭和55年10月17日条例第31号
昭和56年3月31日条例第14号
昭和56年7月22日条例第27号
昭和57年3月31日条例第11号
昭和58年3月11日条例第6号
昭和58年10月11日条例第14号
昭和58年12月28日条例第19号
昭和61年12月22日条例第36号
昭和62年3月9日条例第11号
昭和62年12月18日条例第28号
平成元年3月30日条例第16号
平成3年6月15日条例第24号
平成4年3月17日条例第3号
平成4年10月3日条例第29号
平成5年3月30日条例第15号
平成5年10月1日条例第36号
平成6年3月31日条例第9号
平成7年3月13日条例第14号
平成8年3月29日条例第18号
平成9年3月31日条例第17号
平成11年3月17日条例第19号
平成11年12月24日条例第71号
平成12年12月22日条例第65号
平成13年3月29日条例第23号
平成16年3月26日条例第19号
平成17年3月29日条例第36号
平成17年7月22日条例第61号
平成17年10月5日条例第70号
平成17年12月27日条例第89号
平成18年10月1日条例第61号

平成19年3月16日条例第25号
平成19年9月30日条例第58号
平成19年12月26日条例第67号
平成20年10月10日条例第34号
平成21年3月16日条例第10号
平成21年10月9日条例第44号
平成22年3月15日条例第12号
平成22年12月14日条例第49号
平成23年9月29日条例第38号
平成26年3月26日条例第35号
平成26年12月9日条例第67号
平成28年3月14日条例第13号
平成29年10月5日条例第35号
平成31年3月22日条例第23号
令和元年10月7日条例第19号
令和2年3月16日条例第1号
令和3年3月24日条例第19号
令和4年7月5日条例第23号
令和5年3月22日条例第21号
令和6年7月2日条例第40号
令和7年3月27日条例第29号
令和8年3月27日条例第20号

教育関係の公の施設に関する条例をここに公布する。

教育関係の公の施設に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定による学校その他の教育機関（以下「教育関係の公の施設」という。）の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1に掲げるとおり教育関係の公の施設を設置する。

(職員)

第3条 教育関係の公の施設の必要に応じて、事務職員、技術職員、その他の職員を置く。

(指定管理者が管理を行う教育関係の公の施設)

第4条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第2に掲げる教育関係の公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第5条 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に教育関係の公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) その他教育委員会規則で定める基準

(指定管理者の指定の手続の特例)

第5条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条第3項各号に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができる。

(1) 前条第1項に規定する申請がなかったとき、又は同条第3項の審査の結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認

められる事情が生じたとき。

(3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき。

(4) 教育関係の公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定により選定された団体を指定管理候補者とするとき。

(5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求めるものとする。

（利用料金）

第6条 知事は、相当と認めるときは、別表第3の施設の欄に掲げる教育関係の公の施設の指定管理者に、その管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表第3に定める基準に従って指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、公益上その他特別の事由がある場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（準用規定）

第7条 教育関係の公の施設の管理については、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の第3条、第5条から第9条まで、第10条の3、第10条の4及び第10条の6から第12条までの規定を準用する。この場合において、第8条及び第10条の6の規定を除き、「知事」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）」とあるのは「教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 教育機関設置条例（昭和32年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。
別表中宮崎県青年の家及び宮崎県青島青年の家の項を削る。

3 県立図書館条例（昭和25年宮崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。
第1条中「宮崎市本町27番地」を「宮崎市別府町4番地」に改める。

附 則（昭和39年10月27日条例第55号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日条例第15号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年7月12日条例第25号）

この条例は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月17日条例第7号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第7号）

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年12月20日条例第39号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年11月30日条例第39号）

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月23日条例第42号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月31日条例第14号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月26日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中県立延岡第二高等学校に係る部分は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年12月25日条例第49号）

この条例は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年10月15日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月24日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中県立日向高等学校に関する部分は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 3 月14日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中宮崎県青島少年自然の家に関する部分は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（昭和50年 7 月25日条例第16号）

この条例は、昭和50年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年12月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中県立宮崎赤江養護学校に関する部分は昭和51年 1 月 1 日から、同田原分校に関する部分は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年12月25日条例第42号）

この条例は、昭和52年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日条例第34号）

この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年10月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月25日条例第33号）

この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月31日 条例第12号）

この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年10月17日 条例第31号）

この条例は、昭和55年10月20日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月31日 条例第14号）

この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 7 月22日 条例第27号）

この条例は、昭和56年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月31日 条例第11号）

この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年 3 月11日 条例第 6 号）

この条例は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年10月11日 条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月28日 条例第19号）

この条例は、昭和59年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年12月22日 条例第36号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月 9 日 条例第11号）

この条例は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年12月18日 条例第28号）

この条例は、昭和63年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月30日 条例第16号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月15日 条例第24号）

この条例は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月17日 条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年10月 3 日 条例第29号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成5年4月1日条例第15号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月1日条例第36号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第9号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月13日条例第14号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（宮崎県総合博物館条例の一部改正）

- 2 宮崎県総合博物館条例（昭和45年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成9年3月31日条例第17号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月17日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成11年12月24日条例第71号）

この条例は、平成12年1月20日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第65号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の教育関係の公の施設に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定により管理を委託している教育関係の公の施設については、改正前の条例第4条及び別表第2の規定は、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の第5条の規定により指定管理者を指定した教育関係の公の施設にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成17年3月29日条例第36号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、

「	県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地	」
	県立延岡西高等学校	延岡市野地町3丁目3477番の2	
	県立西都商業高等学校	西都市大字調殿880番地	」

を

「	県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地	」
	県立西都商業高等学校	西都市大字調殿880番地	」

に改める改正規定及び

「	県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地	」
	県立延岡東高等学校	延岡市牧町4722番地	
	県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地	」

を

県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地
県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地

に改める改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月22日条例第61号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月5日条例第70号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第89号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年10月1日条例第61号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月30日条例第58号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地
------------	-------------

を

県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地
県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の2

に改める部分は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日条例第67号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月10日条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中

県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の2
------------	-----------------

を

県立小林秀峰高等学校	小林市大字水流迫664番地の2
県立日南振徳高等学校	日南市大字板敷410番地

に改める部分は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日条例第10号）

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

附 則（平成21年10月9日条例第44号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立高原高等学校に関する部分は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日条例第12号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成22年12月14日条例第49号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中県立延岡しろやま支援学校に関する部分は平成24年1月1日から、別表第1の改正規定（県立延岡しろやま支援学校に関する部分を除く。）及び別表第3の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第35号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第67号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月5日条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成30年1月1日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第23号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月7日条例第19号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第19号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 5 日条例第23号）

改正

令和 5 年 3 月 22 日条例第21号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定中宮崎県体育館に関する部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。（令和 5 年 6 月規則第34号で、同 5 年 8 月 20 日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の教育関係の公の施設に関する条例第 4 条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 2 日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（令和 6 年 12 月規則第45号で、同 7 年 1 月 1 日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の教育関係の公の施設に関する条例第 4 条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日条例第29号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日条例第20号）

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分及び名称	位置
学校 中学校	

県立宮崎西高等学校附属中学校	宮崎市大塚町3975番地の2
県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	都城市妻ヶ丘町27街区15号
高等学校	
県立宮崎大宮高等学校	宮崎市神宮東1丁目3番10号
県立宮崎工業高等学校	同 天満町9番1号
県立都城泉ヶ丘高等学校	都城市妻ヶ丘町27街区15号
県立都城農業高等学校	同 祝吉1丁目5番1
県立延岡高等学校	延岡市古城町3丁目233番地
県立日南高等学校	日南市大字星倉5800番地
県立福島高等学校	串間市大字西方4015番地
県立小林高等学校	小林市真方124番地
県立本庄高等学校	東諸県郡国富町大字本庄5071番地
県立高鍋高等学校	児湯郡高鍋町大字北高鍋4262番地
県立富島高等学校	日向市鶴町3丁目1番43号
県立高千穂高等学校	西臼杵郡高千穂町大字三田井1234番地
県立延岡工業高等学校	延岡市緑ヶ丘1丁目8番1号
県立宮崎海洋高等学校	宮崎市日ノ出町1番地
県立高鍋農業高等学校	児湯郡高鍋町大字上江1339番地の2
県立高城高等学校	都城市高城町穂満坊156番地
県立宮崎商業高等学校	宮崎市和知川原3丁目24番地
県立都城商業高等学校	都城市上東町31街区25号
県立延岡商業高等学校	延岡市桜ヶ丘3丁目7122番地
県立宮崎農業高等学校	宮崎市大字恒久春日田1061番地
県立都城工業高等学校	都城市五十町2400番地
県立日向工業高等学校	日向市大字平岩8750番地
県立宮崎南高等学校	宮崎市月見ヶ丘5丁目2番1号
県立都城西高等学校	都城市都原町3405番地
県立門川高等学校	東臼杵郡門川町大字門川尾末2680番地
県立飯野高等学校	えびの市大字原田3068番地

県立延岡青朋高等学校	延岡市平原町2丁目2618番の2
県立宮崎西高等学校	宮崎市大塚町3975番地の2
県立宮崎東高等学校	同 神宮東1丁目2番42号
県立日向高等学校	日向市大字財光寺字比良6265番地
県立宮崎北高等学校	宮崎市大字新名爪字尾廻4567番地
県立佐土原高等学校	同 佐土原町下田島字蓑崎21567番地
県立延岡星雲高等学校	延岡市牧町4722番地
県立小林秀峰高等学校	小林市水流迫664番地の2
県立日南振徳高等学校	日南市大字板敷410番地
県立妻高等学校	西都市大字右松2330番地
中等教育学校	
県立五ヶ瀬中等教育学校	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9468番地の30
特別支援学校	
県立明星視覚支援学校	宮崎市大字島之内字櫛1390番地
県立都城さくら聴覚支援学校	都城市都原町7430番地
県立清武せいりゅう支援学校	宮崎市清武町木原字山内4257番地9
県立みやざき中央支援学校	宮崎市大字島之内字新開2100番地
県立赤江まつばら支援学校	同 大字田吉字松崎4977番地371
県立みなみのかぜ支援学校	宮崎市清武町木原字山内4257番地6
県立日南くろしお支援学校	日南市大字風田字蔓迫4030番地
同 日南校	同 大字星倉5800番地
県立都城きりしま支援学校	都城市南横市町7097番の2
同 都城商業校	同 上東町31街区25号
県立日向ひまわり支援学校	日向市大字塩見字谷張原12161番地
県立児湯るびなす支援学校	児湯郡新富町大字日置字月待田1297番地
県立延岡しろやま支援学校	延岡市野地町3丁目3477番2号
同 高千穂校	西臼杵郡高千穂町大字三田井1234番地
同 延岡商業校	延岡市桜ヶ丘3丁目7122番地
県立小林こすもす支援学校	
同 小学部	小林市東方3216番地

同	中学部	同	東方3094番地 2
同	高等部	同	真方124番地
宮崎県青島少年自然の家		宮崎市大字熊野字藤兵衛中州	
宮崎県むかばき少年自然の家		延岡市行滕町760番 3	
宮崎県御池少年自然の家		都城市夏尾町5988番30	
宮崎県体育館		宮崎市宮崎駅東 2 丁目 4 番 1	
新宮崎県体育館		延岡市大貫町 1 丁目2894	
宮崎県ライフル射撃競技場		宮崎市田野町乙4765番地の 1	
宮崎県プール		同 錦本町 4 番地 1	
宮崎県山之口陸上競技場		都城市山之口町花木2381番地 4	
宮崎県山之口投てき練習場		同	
宮崎県埋蔵文化財センター		宮崎市佐土原町下那珂字圀4019番地	
宮崎県埋蔵文化財センター分館		同 神宮 2 丁目 4 番 4 号	

別表第 2（第 4 条関係）

名称

- 宮崎県青島少年自然の家
- 宮崎県むかばき少年自然の家
- 宮崎県御池少年自然の家
- 宮崎県体育館
- 新宮崎県体育館
- 宮崎県ライフル射撃競技場
- 宮崎県プール
- 宮崎県山之口陸上競技場
- 宮崎県山之口投てき練習場

別表第 3（第 6 条関係）

施設	基準			
	区分	単位	金額	備考
宮崎県青島少年自然の家	宿泊室	1 人 1 泊につき		1 「1 泊」とは、午前 9 時から翌日の午後 4 時

宮崎県むかばき少年自然の家		30歳未満の者	360円以下	までの範囲内において当該施設を利用し、宿泊することをいう。	
		30歳以上の者	710円以下		
宮崎県御池少年自然の家	研修室	1室1時間につき	540円以下	2 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。 3 宿泊室、キャンプ場及びキャンプ用具については、学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)に在学する者及び未就学の者(以下「在学者等」という。)は、無料とする。 4 研修室及び体育館については、在学者等で構成する団体は、無料とする。 5 「全面を利用する場合」とは、体育館の床面積の2分の1を超えて利用する場合をいい、「半面を利用する場合」	
	体育館	宮崎県青島少年自然の家	1時間につき 全面を利用する場合		1,180円以下
			半面を利用する場合		590円以下
		宮崎県むかばき少年自然の家 宮崎県御池少年自然の家	1時間につき		850円以下
	キャンプ場	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	120円以下 240円以下		
キャンプ用具	テント	1人1泊につき 30歳未満の者 30歳以上の者	120円以下 240円以下		

			者		とは、体育館の床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。
		寝袋	1泊1個につき 30歳未満の者 30歳以上の者	120円以下 240円以下	
		毛布	1泊1枚につき 30歳未満の者 30歳以上の者	120円以下 240円以下	
宮崎県体育館	本館競技場	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	1,390円以下 2,180円以下 8,810円以下	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。 3 1つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、
		入場料等を徴収する場合	1団体1日につき		

	合	アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	1人1日当たりの 入場料等の最高額 に100を乗じて得 た額（その額が 15,220円に満たな い場合にあつて は、15,220円）以 下 1人1日当たりの 入場料等の最高額 に100を乗じて得 た額（その額が 23,870円に満たな い場合にあつて は、23,870円）以 下 1人1日当たりの 入場料等の最高額 に100を乗じて得 た額（その額が 96,940円に満たな い場合にあつて は、96,940円）以 下	当該金額の欄に掲げる 金額に、競技場の3分の 2以下の面積を利用す るときは3分の2、2分 の1以下の面積を利用 するときは2分の1、3 分の1以下の面積を利 用するときは3分の1 を乗じて得た額（100円 に満たない端数がある ときは、その端数は100 円とする。）以下とする。 4 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
別館第1競技場		1団体1時間		1 「児童・生徒」とは、

			につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 290円以下 その他の 580円以下 団体 アマチュア 2,250円以下 スポーツ以 外に利用す るとき		学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。 2 1つの団体が競技場 の一部を独占して利用 する場合の利用料金は、 当該金額の欄に掲げる 金額に、競技場の3分の 2以下の面積を利用す るときは3分の2、2分 の1以下の面積を利用 するときは2分の1、3 分の1以下の面積を利 用するときは3分の1 を乗じて得た額(100円 に満たない端数がある ときは、その端数は100 円とする。)以下とする。 3 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
	別館第2 競技場	専用での利 用の場合	1団体1時間 につき 児童・生徒 210円以下		1 「専用での利用の場 合」とは、10人以上の団 体で利用する場合をい

			の団体 その他の団体	410円以下	<p>い、「専用での利用でない場合」とは、9人以下の団体（個人を含む。）で利用する場合をいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
	専用での利用でない場合	1団体（個人を含む。）1時間につき 児童・生徒の団体（個人を含む。） その他の団体（個人を含む。）	110円以下 220円以下		
別館第3 競技場	専用での利用の場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	210円以下 410円以下		
	専用での利用でない場合	1団体（個人を含む。）1時間につき 児童・生徒の団体（個人を含む。） その他の団体（個人を含む。）	110円以下 220円以下		
	屋外人工登はん壁	1団体1時間につき			

		児童・生徒 の団体	110円以下	
		その他の団 体	220円以下	
屋内人工 登はん壁	団体が利用 する場合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	110円以下 220円以下	
	個人が利用 する場合	1 人 1 時間に つき 児童・生徒 その他の者	50円以下 90円以下	
会議室		1 時間につき	180円以下	本館競技場と併せて利用 する場合の利用料金は、無 料とする。
附帯設備 器具 (利 用に要す る消耗器 材は含ま ない。)	浴室・シャ ワー (温水)	1 時間につき	750円以下	1 1 時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1 時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1 時 間とする。 2 持込電気器具用電気 の利用料金は、当該電気 器具に表示された電力 に1 キロワット未満の 端数があるときは、1 キ ロワットとして算定す
	ボクシング 用具 アマチュ ア用	同	210円以下	
	その他	同	2,670円以下	
	電光表示盤	同	170円以下	
	ボーダーラ イト	1 列 1 時間に つき	520円以下	
	スポットラ イト	1 台 1 時間に つき	300円以下	

		フットライ ト	1列1時間 につき	520円以下	る。
		放送設備 (マイクロ フォンは2 本とする。)	1時間につ き	650円以下	
		携帯用テー プレコーダ ー	同	80円以下	
		バレーボー ル用具	1組1時間 につき	60円以下	
		バドミント ン用具	同	60円以下	
		ハンドボー ル用具	同	60円以下	
		テニス用具	同	60円以下	
		バスケット ボールゴー ル			
		固定式	同	60円以下	
		移動式	同	100円以下	
		跳箱	1時間につ き	60円以下	
		トランポリ ン	同	100円以下	
		レスリング マット	同	100円以下	
		卓球用具 競技専用	一式1日につ き	4,610円以下	

		競技専用 以外	1台1時間 につき	60円以下	
		体操用具 競技専用	一式1日 につき	3,450円以下	
		競技専用 以外	1種目1時間 につき	60円以下	
		長机	1時間 につき	10円以下	
		椅子 1人掛け	同	10円以下	
		3人掛け	同	10円以下	
		フェンシン グ用具	一式1時間 につき	100円以下	
		ハンドマイ ク	1時間 につき	70円以下	
		レコードプ レーヤー	同	80円以下	
		その他の器 具類	同	60円以下	
		持込電気器 具用電気	1キロワット につき	300円以下	
新宮崎県体育 館	メインア リーナ	入場料等を 徴収しない 場合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 午前9時 から午後		1 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理費 その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。 2 「児童・生徒」とは、

		5時まで 児童・生徒の 団体の その他 の団体	900円以下 1,800円以下	<p>学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1つの団体がメインアリーナの一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、メインアリーナの2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1、4分の1以下の面積を利用するときは4分の1、6分の1以下の面積を利用するときは6分の1、8分の1以下の面積を利用するときは8分の1、14分の1以下の面積を利用するときは14分の1を乗じて得た額(10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。)以下とする。</p> <p>4 1時間を単位とする利用料金の額を計算す</p>
		午後5時から午後10時まで 児童・生徒の 団体の その他 の団体 アマチュア スポーツ以外に利用するとき	1,800円以下 3,600円以下	
		午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	18,000円以下 36,000円以下	
	入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用すると		

		<p>場合</p>	<p>アマチュア スポーツに 利用すると き</p> <p>午前9時 から午後 5時まで</p> <p>児童・ 生徒の 団体</p> <p>その他 の団体</p> <p>午後5時 から午後 10時まで</p> <p>児童・ 生徒の 団体</p> <p>その他 の団体</p> <p>アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき</p> <p>午前9時 から午後 5時まで</p> <p>午後5時 から午後</p>	<p>600円以下</p> <p>1,200円以下</p> <p>1,200円以下</p> <p>2,400円以下</p> <p>12,000円以下</p> <p>24,000円以下</p>	<p>その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。</p> <p>3 1つの団体がサブア リーナの一部を独占し て利用する場合の利用 料金は、当該金額の欄に 掲げる金額に、サブア リーナの2分の1以下の 面積を利用するときは 2分の1、3分の1以下 の面積を利用するとき は3分の1、4分の1以 下の面積を利用すると きは4分の1、6分の1 以下の面積を利用する ときは6分の1を乗じ て得た額(10円に満たな い端数があるときは、そ の端数は10円とする。)以下とする。</p>
--	--	-----------	---	---	--

			10時まで		4 1時間を単位とする
		入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 午前9時から午後5時まで 児童・生徒の団体 その他 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の団体 その他 アマチュアスポーツ以外に利用するとき 午前9時から午後	1,200円以下 2,400円以下 4,800円以下 24,000円以下	利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

			5時まで 午後5時 から午後 10時まで	48,000円以下	
	多目的室 (地域武 道センタ ー)	入場料等を 徴収しない 場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 午前9時 から午後 5時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体 午後5時 から午後 10時まで 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す	200円以下 400円以下 800円以下	1 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理費 その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。 2 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。 3 1つの団体が多目的 室の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲げ る金額に、多目的室の2 分の1以下の面積を利 用するときは2分の1 を乗じて得た額(10円に 満たない端数があると きは、その端数は10円と する。)以下とする。 4 1時間を単位とする

			るとき 午前9時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	4,000円以下 8,000円以下	利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
		入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 午前9時から午後5時まで 児童・生徒の団体 その他 午後5時から午後10時まで 児童・生徒の団体 その他	400円以下 800円以下 1,600円以下	

			アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき 午前9時 から午後 5時まで 午後5時 から午後 10時まで	8,000円以下 16,000円以下	
トレーニング グループ ム	団体が利用 する場合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	650円以下 1,300円以下	1 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。 2 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
	個人が利用 する場合	1 人 1 時間に つき 児童・生徒 その他の者	1 人 1 時間に つき 児童・生徒 その他の者	100円以下 200円以下	
会議室	会議室 1	1 時間につき	1 時間につき	200円以下	1 1つの団体が会議室 4の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲 げる金額に、会議室の2分 の1以下の面積を利用 するときは2分の1、4
	会議室 2	同	同	200円以下	
	会議室 3	同	同	200円以下	
	会議室 4	同	同	500円以下	
	会議室 5	同	同	700円以下	
	応接室	同	同	同	

					<p>分の1以下の面積を利用するときには4分の1を乗じて得た額(10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。)以下とする。</p> <p>2 1つの団体が会議室5の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、会議室の3分の1以下の面積を利用するときには3分の1を乗じて得た額(10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。)以下とする。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
	<p>付帯設備 器具(利 用に要す る消耗器 材は含ま ない。)</p>	<p>バスケット ボールゴー ル 固定式 移動式</p>	<p>1組1時間に つき 同</p>	<p>60円以下 100円以下</p>	<p>1 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>

		バレーボール用具	同	60円以下	2 持込電気器具用電気の利用料金は、当該電気器具に表示された電力に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして算定する。
		ハンドボール用具	同	60円以下	
		フットサル用具	同	60円以下	
		テニス用具	同	60円以下	
		バドミントン用具	同	60円以下	
		卓球用具			
		競技専用	一式1日につき	4,610円以下	
		競技専用 以外	1台1時間につき	60円以下	
		体操用具			
		競技専用	一式1日につき	3,450円以下	
		競技専用 以外	1種目1時間につき	60円以下	
		新体操マット	1時間につき	100円以下	
		トランポリン	同	100円以下	
		電光表示盤	同	130円以下	
		長机	同	10円以下	
		椅子	同	10円以下	
		その他の器具類	同	60円以下	
		持込電気器	1キロワット	230円以下	

		具用電気	につき		
		放送設備	1時間につき	500円以下	
		照明設備			
		メインア リーナ			
		750ル クス以 上	同	300円以下	
		1,000 ルクス 以上	同	500円以下	
		サブアリ ーナ			
		750ル クス以 上	同	100円以下	
		空調設備			
		メインア リーナ			
		競技場	同	6,900円以下	
		観客席	同	8,100円以下	
		サブアリ ーナ			
		競技場	同	1,600円以下	
		観客席	同	2,300円以下	
		多目的室 (地域武 道センタ ー)	同	600円以下	

		会議室 1	同	100円以下	
		会議室 2	同	100円以下	
		会議室 3	同	100円以下	
		会議室 4	同	100円以下	
		会議室 5	同	100円以下	
		応接室	同	100円以下	
宮崎県ライフ ル射撃競技場	エアール イフル射 場ビーム ライフル 射場	団体が利用 する場合	1 団体 2 時間 につき 10歳以上の 児童・生徒 の団体 その他の団 体	4,300円以下 8,600円以下	1 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者をいう。 2 「高等学校」には、中 等教育学校の後期課程 及び特別支援学校の高 等部を含む。 3 時間超過の場合は、超 過時間1時間につき、当 該利用料金の額に2分 の1を乗じて得た額を 加算する。 4 1時間に満たない端 数があるときは、その端 数は1時間とする。
		個人が利用 する場合	1 人 2 時間 につき 10歳以上の 児童・生徒 その他の者	230円以下 450円以下	
	スモール ボアライ フル射場	団体が利用 する場合	1 団体 2 時間 につき 高等学校の 生徒の団体 その他の団 体	3,550円以下 7,100円以下	
		個人が利用 する場合	1 人 2 時間 につき 高等学校の 生徒 その他の者	360円以下 710円以下	

宮崎県プール	50mプー ル(全面)	入場料等を 徴収しない 場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	4,800円以下 9,600円以下 96,000円以下	1 「入場料等」とは、入 場料、会費、会場整理費 その他名称のいかんを 問わず入場することに 関し徴収される入場の 対価その他これに類す るものをいう。 2 「児童・生徒」とは、 学校教育法第1条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。 3 1時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において1時間 に満たない端数がある ときは、その端数は1時 間とする。
		入場料等を 徴収する場 合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	9,600円以下 19,200円以下 192,000円以下	
	50mプー	入場料等を	1 団体 1 時間		

	ル（1レ ーンあた り）	徴収しない 場合	につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	500円以下 1,000円以下 10,000円以下	
		入場料等を 徴収する場 合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	1,000円以下 2,000円以下 20,000円以下	
	25mプー ル（全面）	入場料等を 徴収しない	1団体1時間 につき		

		場合	アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	2,400円以下 4,800円以下 48,000円以下	
		入場料等を 徴収する場 合	1団体1時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	4,800円以下 9,600円以下 96,000円以下	
25mプー ル（1レ ーンあた		入場料等を 徴収しない 場合	1団体1時間 につき アマチュア		

	り)		スポーツに 利用すると き 児童・生徒の団体 300円以下 その他の団体 600円以下 アマチュアスポーツ以外に利用するとき 6,000円以下	
		入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 600円以下 その他の団体 1,200円以下 アマチュアスポーツ以外に利用するとき 12,000円以下	
	50mプール 25mプール	個人が利用する場合	1人1回につき 児童・生徒 250円以下 その他の者 500円以下	

	多目的スタジアム	入場料等を徴収しない場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体の場合 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	675円以下 1,350円以下 13,500円以下	
		入場料等を徴収する場合	1 団体 1 時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体の場合 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	1,350円以下 2,700円以下 27,000円以下	
	トレーニング室		1 人 1 時間に		

		つき 児童・生徒 その他の者	125円以下 250円以下
屋外クラ イミング ウォール	入場料等を 徴収しない 場合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	175円以下 350円以下 3,500円以下
	入場料等を 徴収する場 合	1 団体 1 時間 につき アマチュア スポーツに 利用すると き 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以	350円以下 700円以下 7,000円以下

		外に利用するとき		
屋内クライミングウォール	1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	75円以下 150円以下		
会議室	1時間につき	2,900円以下	1 1時間を単位とする 利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。 2 1平方メートルを単位とする利用料金の額を計算する場合において1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数は1平方メートルとする。	
大会役員室	同	1,400円以下		
応接室	同	500円以下		
共有エリア	1平方メートル1時間につき	17円以下		
音響放送設備	一式1日につき	2,200円以下		
大型表示装置	同	8,800円以下		
駐車場	1時間につき 普通自動車 (乗員定員11人以上のもの) 普通自動車 (乗員定員10人以下のもの) 大型特殊自	200円以下 100円以下 200円以下		1 1時間を単位とする 利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。 2 利用時間が5時間を超える場合の利用料金の額は、左記金額に6を乗じて得た額とする。

			<p>動車</p> <p>小型自動車 100円以下 (二輪自動車を除く。)</p> <p>小型特殊自動車 100円以下</p> <p>軽自動車 100円以下 (二輪自動車を除く。)</p> <p>二輪自動車 50円以下</p> <p>原動機付自転車 50円以下</p>	<p>3 駐車場の利用に係る車両の種類は、道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第9条第6号に規定する車両の種類による。ただし、貨物の運送の用に供する普通自動車は、普通自動車(乗員定員11人以上のもの)とみなして適用する。</p>
宮崎県山之口 陸上競技場	陸上競技場	入場料等を徴収しない場合	<p>1 団体 1 時間につき</p> <p>アマチュアスポーツに利用するとき</p> <p>児童・生徒の団体 1,950円以下</p> <p>その他の団体 3,900円以下</p> <p>アマチュアスポーツ以外に利用するとき</p>	<p>1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者及び未就学の者をいう。</p> <p>3 1時間を単位とする</p>
		入場料等を徴収する場合	<p>1 団体 1 時間につき</p> <p>アマチュア</p>	

			スポーツに 利用する とき 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチュア スポーツ以 外に利用 するとき	3,900円以下 7,800円以下 78,000円以下	ときは、その端数は1時 間とする。
		個人が利用 する場合	1人1時間 につき 児童・生徒 その他の者	90円以下 170円以下	
	トレーニ ンググル ーム	団体が利用 する場合	1団体1時間 につき 児童・生徒 の団体 その他の団 体	520円以下 1,030円以下	
		個人が利用 する場合	1人1時間 につき 児童・生徒 その他の者	100円以下 190円以下	
	会議室	会議室 1	1時間につき	820円以下	1 1つの団体が会議室 6の一部を独占して利 用する場合の利用料金 は、当該金額の欄に掲げ
		会議室 2	同	410円以下	
		会議室 3	同	410円以下	
		会議室 4	同	410円以下	

		会議室 5	同	410円以下	<p>る金額に、会議室の2分の1以下の面積を利用するときは2分の1を乗じて得た額(10円に満たない端数があるときは、その端数は10円とする。)以下とする。</p> <p>2 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>	
		会議室 6	同	820円以下		
		会議室 7	同	820円以下		
		会議室 8	同	410円以下		
		会議室 9	同	410円以下		
		会議室10	同	410円以下		
		会議室11	同	410円以下		
	売店スペース		1日につき	650円以下		
	<p>附帯設備 器具(利 用に要す る消耗器 材は含ま ない。)</p>	シャワー (温水)	1人1回につ き	110円以下	<p>1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>	
			1団体1回に つき	550円以下		
		競技 器具	椅子	1時間につき		10円以下
			机	同		10円以下
			テント	同		40円以下
			走高跳 器具	1組1時間に つき		90円以下
			棒高跳 器具	同		90円以下
			ハード ル	同		90円以下
			写真判 定装置	一式1時間に つき		2,430円以下

		その他 の器具 類	1時間につき	20円以下	
		競技器 具一式 (ただ し、写 真判定 装置を 除く。)	同	780円以下	
		放送設備	1時間につき アマチュア スポーツに 利用すると き アマチュア スポーツ以 外に利用す るとき	780円以下 1,570円以下	
		大型映像装 置	1時間につき	9,490円以下	
		照明設備 陸上競技 場			
		全灯	同	15,510円以下	
		2分の 1灯	同	7,760円以下	
		3分の 1灯	同	5,170円以下	

		5分の 1灯	同	3,110円以下		
		空調設備				
		会議室 1	同	260円以下		
		会議室 2	同	260円以下		
		会議室 3	同	260円以下		
		会議室 4	同	260円以下		
		会議室 5	同	260円以下		
		会議室 6	同	260円以下		
		会議室 7	同	260円以下		
		会議室 8	同	260円以下		
		会議室 9	同	260円以下		
		会議室10	同	260円以下		
		会議室11	同	260円以下		
宮崎県山之口 投てき練習場	投てき練習場	団体が利用 する場合	1 団体 1 時間 につき 児童・生徒 の団体	350円以下	1 「児童・生徒」とは、 学校教育法第 1 条に規 定する学校(大学及び高 等専門学校を除く。)に 在学する者及び未就学 の者をいう。 2 1 時間を単位とする 利用料金の額を計算す る場合において 1 時間 に満たない端数がある ときは、その端数は 1 時 間とする。	
			その他の団 体	700円以下		
	附帯設備 器具(利 用に要す る消耗器 材は含ま	競技 器具	椅子	1 時間につき		10円以下
			机	同		10円以下
			テント	同		40円以下
			その他 の器具	同		20円以下

	ない。)	類			
		競技器具一式	同	780円以下	
		照明設備	同	1,190円以下	